

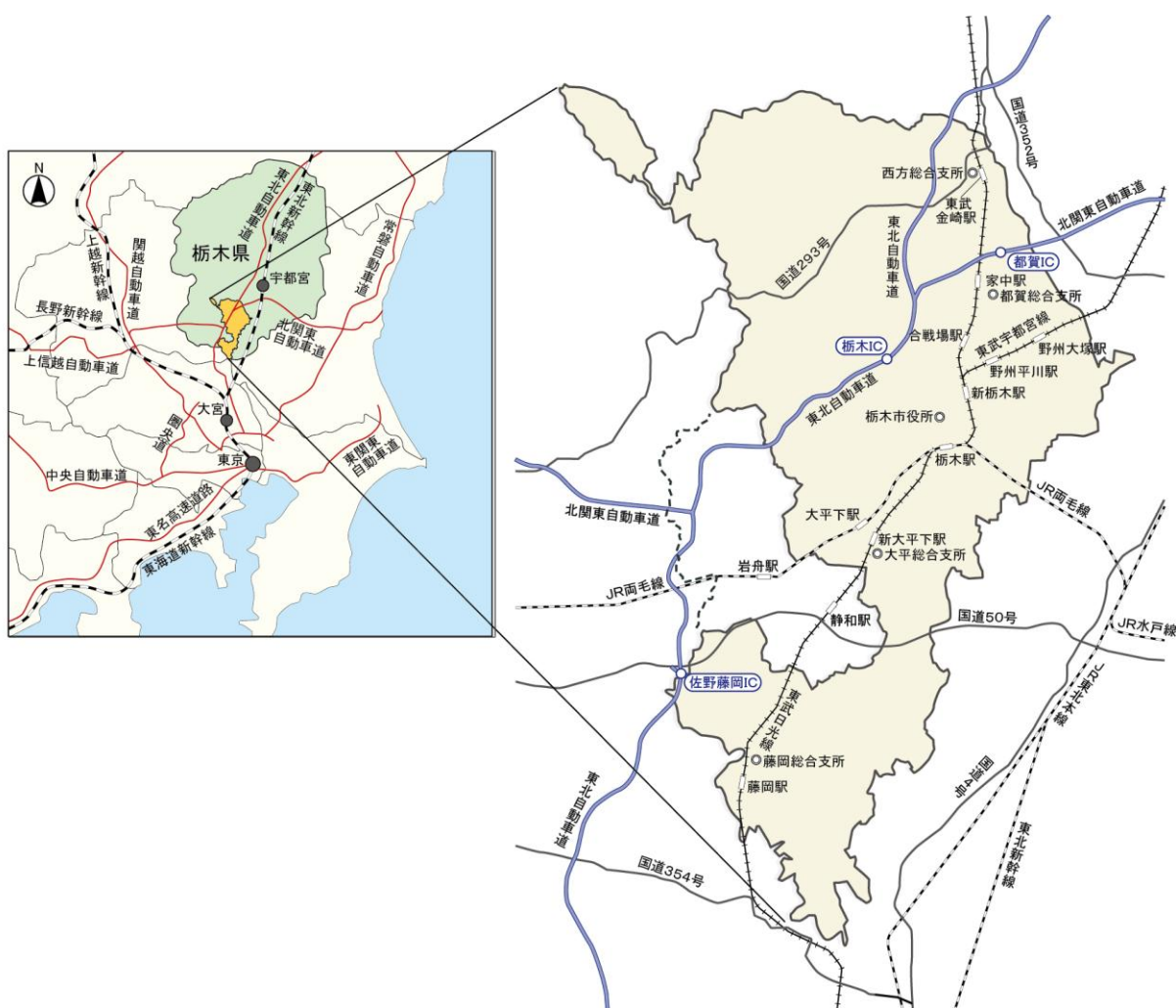
第2章 栃木市の概況

1. 市の概況

(1) 位置等

本市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にあります。また南北には東北自動車道が通り、市内に栃木 IC、佐野藤岡 IC を有し、東西には平成 23 年度に全線開通した北関東自動車道が通り、都賀 IC を有しているなど、住むにも訪れるにも便利なまちへと発展してきました。

位置等

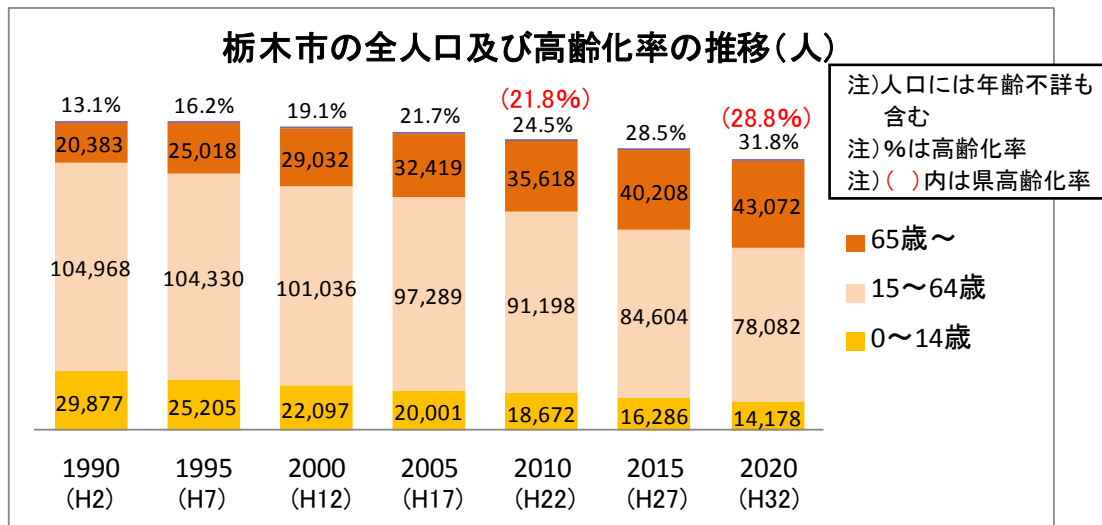


(2) 人口及び高齢者、障がい者の状況

①人口及び高齢化の状況

本市の人口は、全国的な傾向と同様に人口減少及び少子高齢化が進行しつつあります。特に、高齢化率（65歳以上の人口割合）については1990年から20年間で約2倍近くになっており、2010年（H22）において県全体の高齢化率21.8%よりも高い数値24.5%となっています。

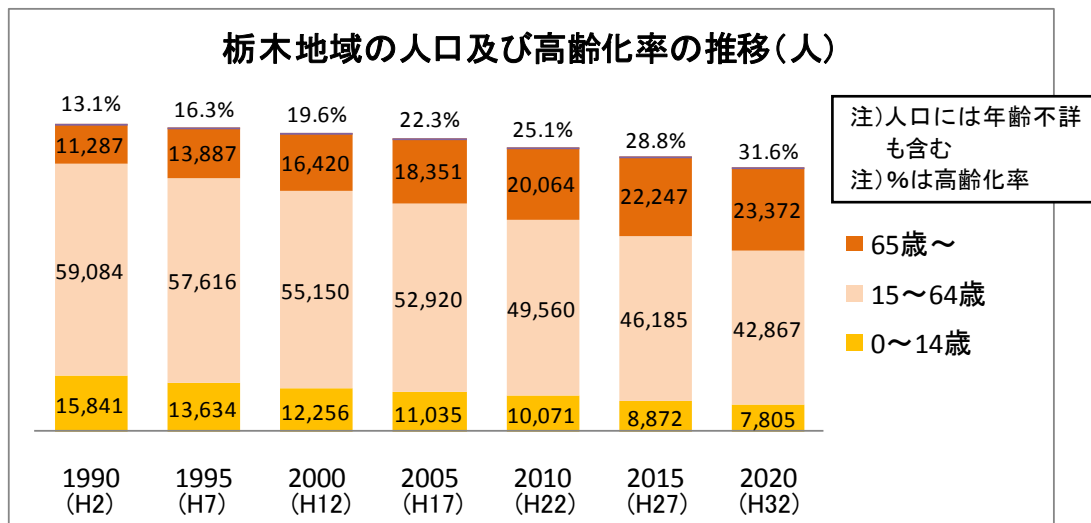
また、国では2020年（H32）時点の高齢化率を31.8%（県全体では28.8%）と推計しています。



(資料) 2010までは国勢調査、2015と2020は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

注) 市全体の人口推移を示すため、便宜上、2005年（H17）以前の人口には合併以前の大平町、藤岡町、都賀町、西方町の人口を加えています。

また、栃木地域（旧栃木市）のみの高齢化率をみると、県全体よりもやや高い数値となっています。

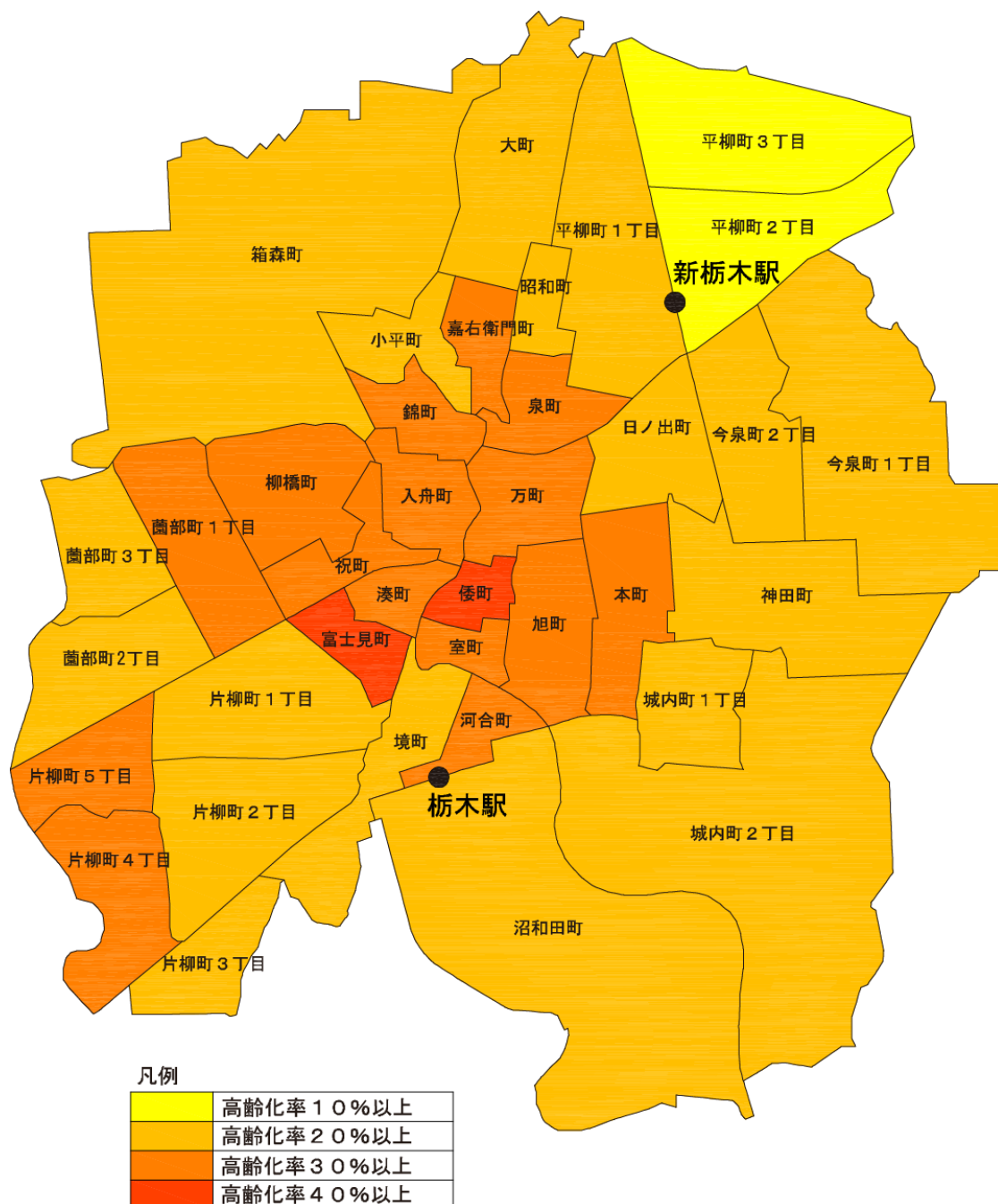


(資料) 2010までは国勢調査、2015と2020は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

② 中心市街地の町内別高齢化率

検討範囲に概ね属する町内別の高齢化率をみると、2 駅周辺の中心市街地において高齢化率が高くなっています。

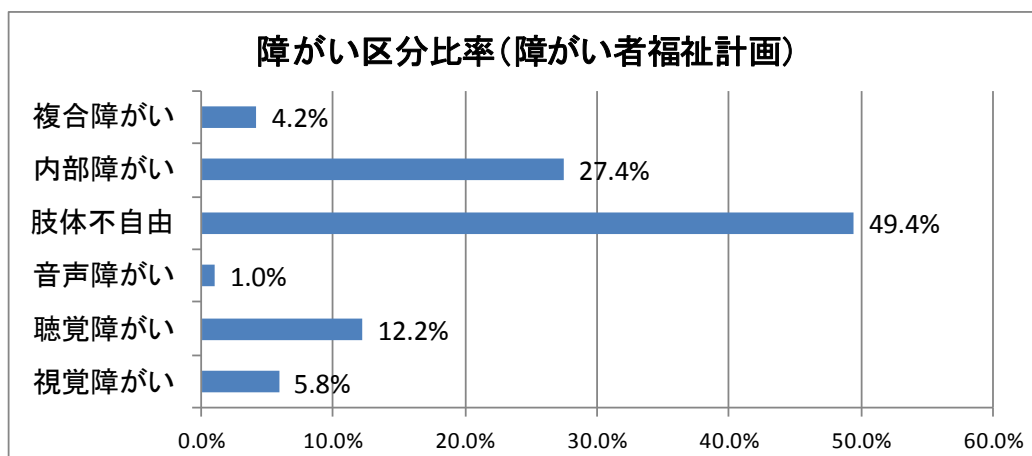
中心市街地の町内別高齢化率（平成24年3月31日現在、住民基本台帳）



③障がい者の状況（平成23年10月1日現在）

市全体の身体障害者手帳の所持者は、5,539人で全市人口の3.7%となっており、その7割近くが65歳以上の高齢者となっています。障がいの区分比率は、肢体不自由が約5割、次いで内部障がい、聴覚障がい、視覚障がいの順となっています。

また、療育手帳の所持者（知的障がい者）は、1,008名で人口の約0.7%となっています。



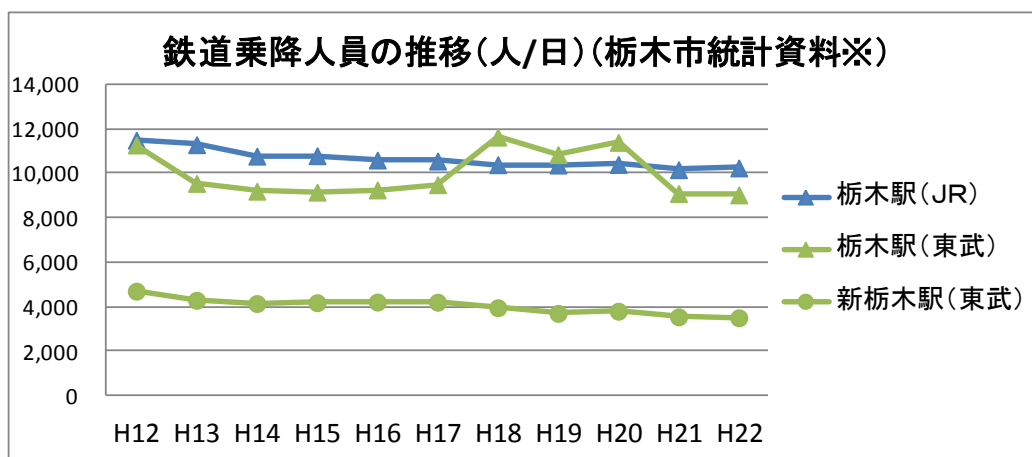
(2) 公共交通網の状況

①鉄道路線網

市内には、JR 両毛線、東武日光線及び東武宇都宮線が通っており、11の駅があります。市の中心部に位置する栃木駅及び新栃木駅は、各路線の乗り換え拠点として機能しています。

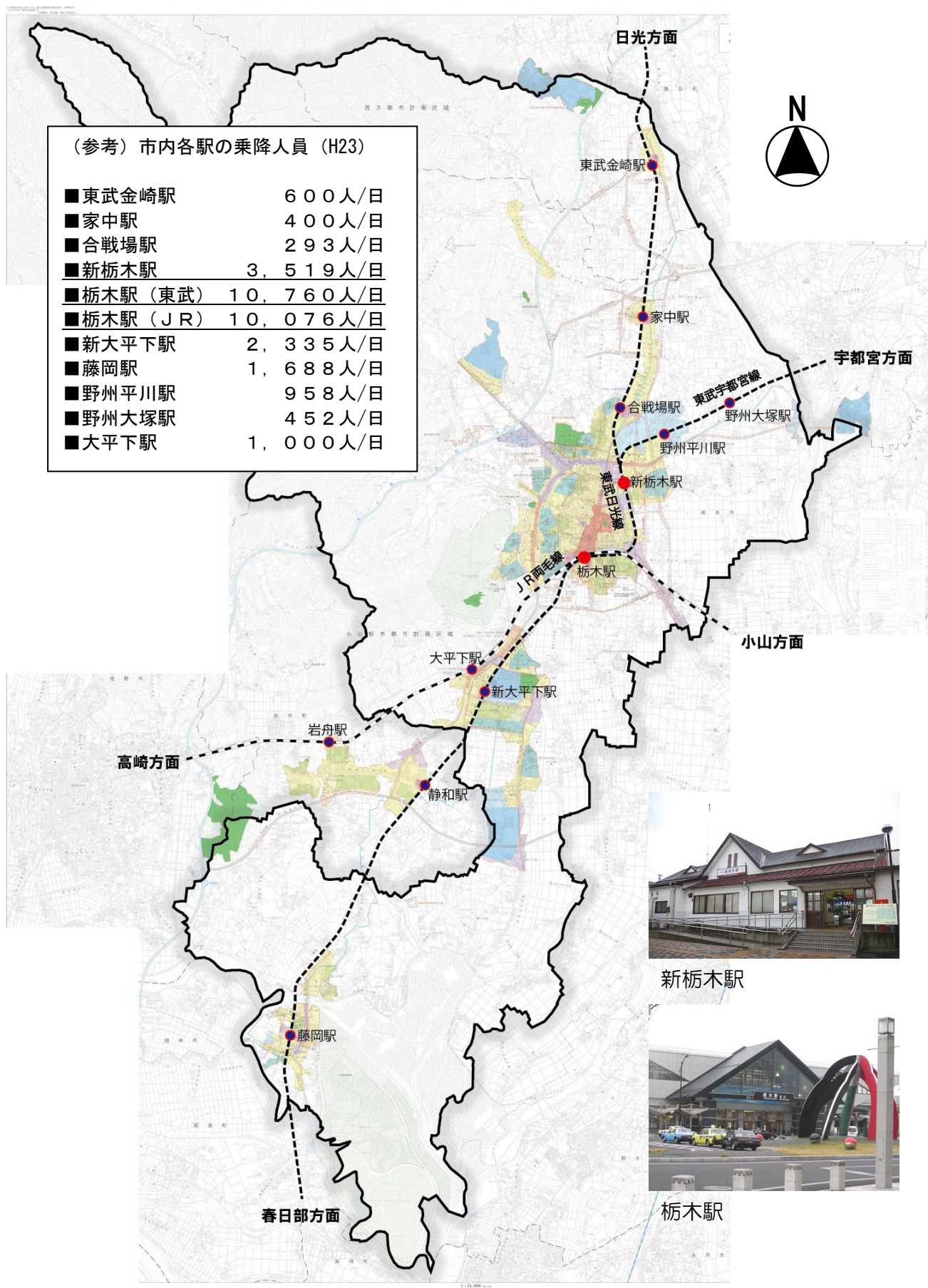
栃木駅については平成12年に東武日光線が高架化し、さらに平成15年にはJR両毛線も高架化されました。

約10年間における新栃木駅及び栃木駅の乗降人員は、緩やかな減少傾向となっています。



注) 当該資料に記載されている「乗車人員」を2倍した数値を乗降人員としています。

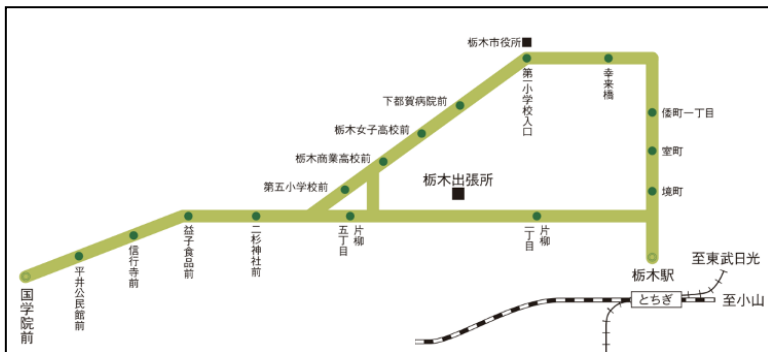
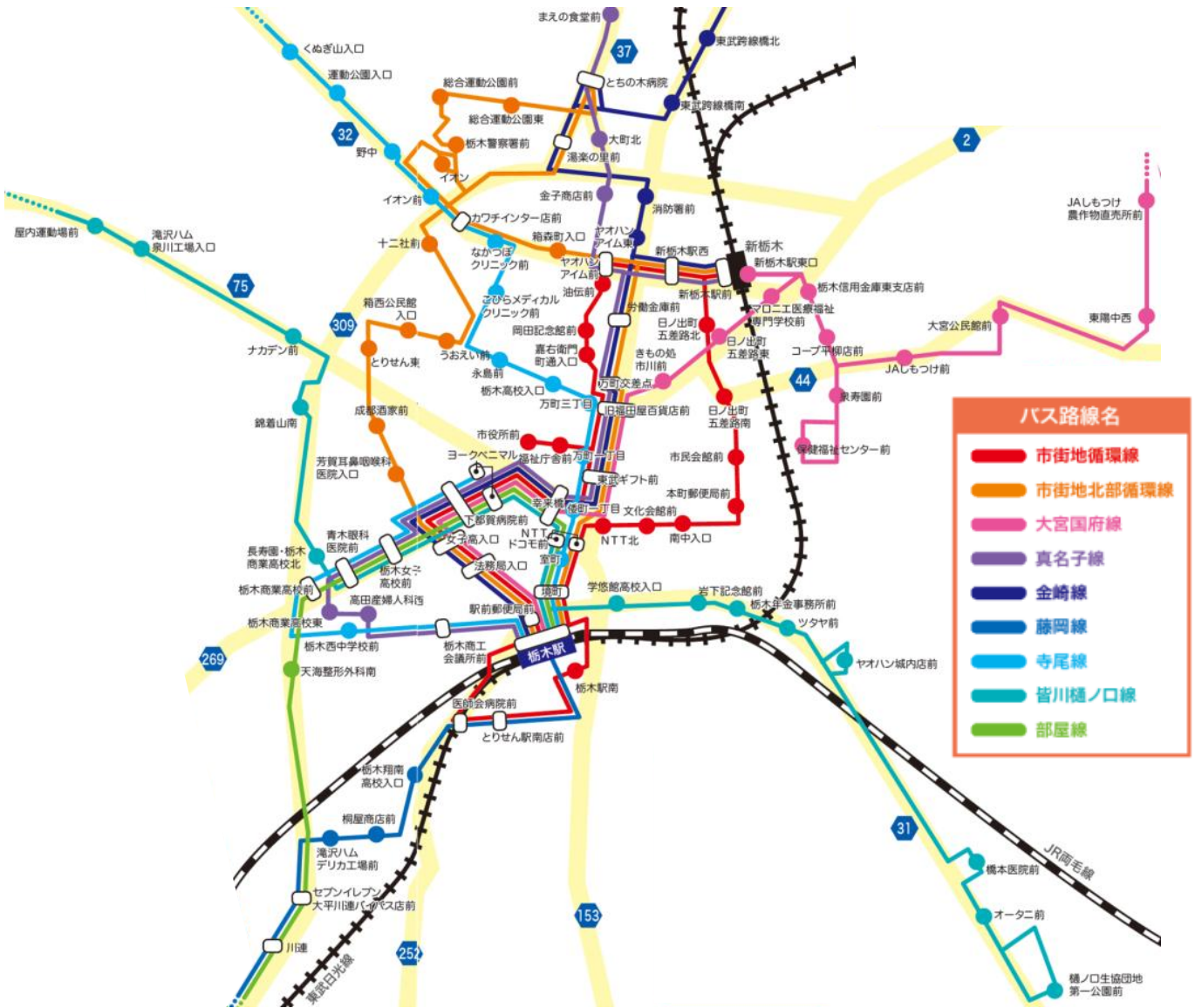
鉄道路線網



②バス路線網

平成24年4月1日現在におけるバス路線網は、栃木駅北口と國學院大學栃木学園を結ぶ路線バス（関東自動車（株））が1路線あるほか、市が運営するコミュニティバス「ふれあいバス」が9路線運行（試行運行中、平成26年4月本格運行予定）しており、栃木駅を中心に市内各地域を結んでいます。

ふれあいバス路線網（市資料、平成24年4月1日現在）



路線バス路線図
（関東自動車（株）資料
平成19年10月1日現在）

2. まちづくりの動向

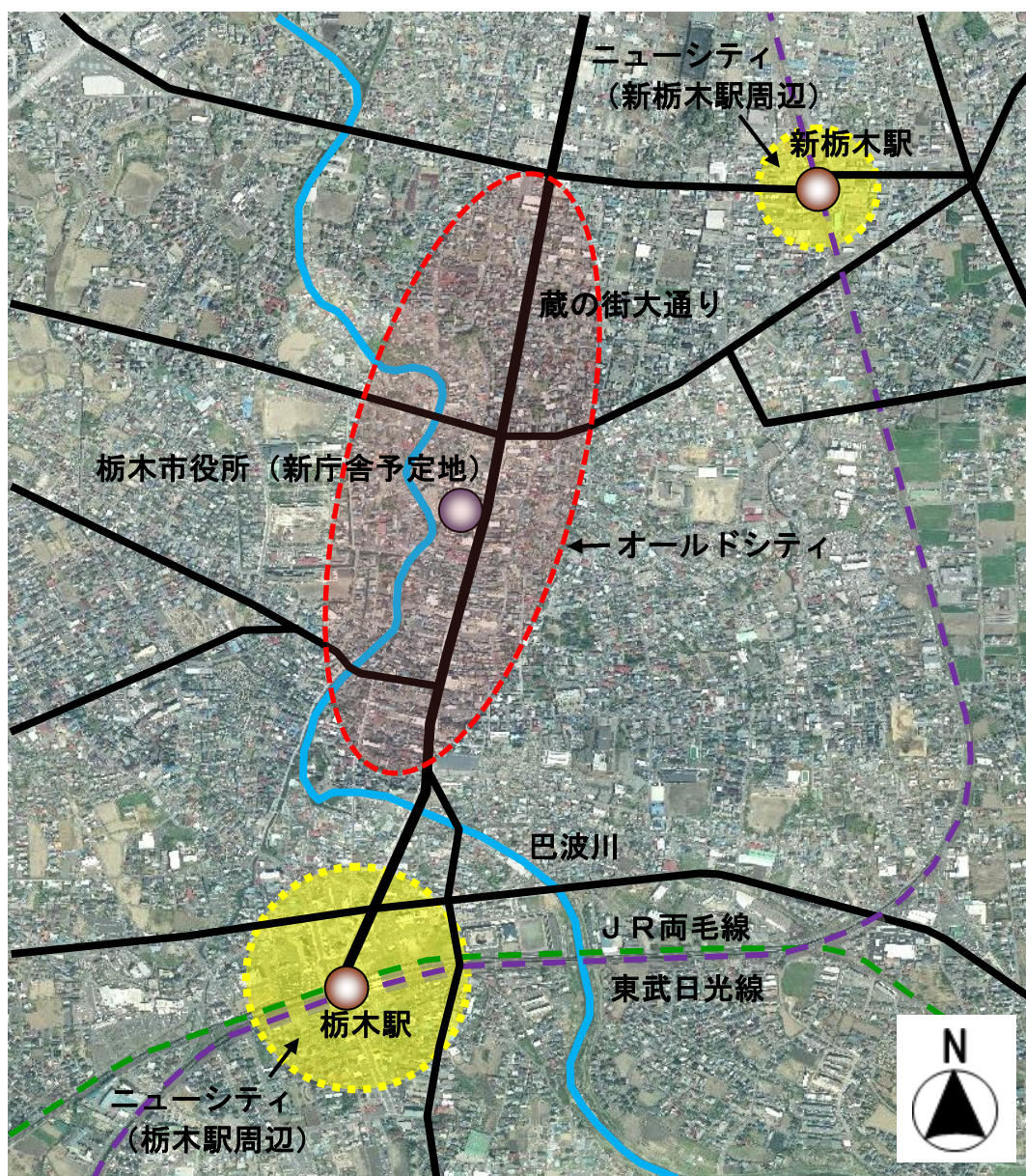
(1) まちの概況

検討範囲である中心市街地は、主要地方道栃木藤岡線（蔵の街大通り）をはじめとした県道などにより骨格軸が形成され、その沿道には様々な生活利便施設が集積しています。

栃木駅、新栃木駅を中心とした都市機能の充実するニューシティと、市街地の蔵の街並みや巴波川の舟運など、伝統的な文化が息づくオールドシティの特徴を併せ持つまちとなっています。

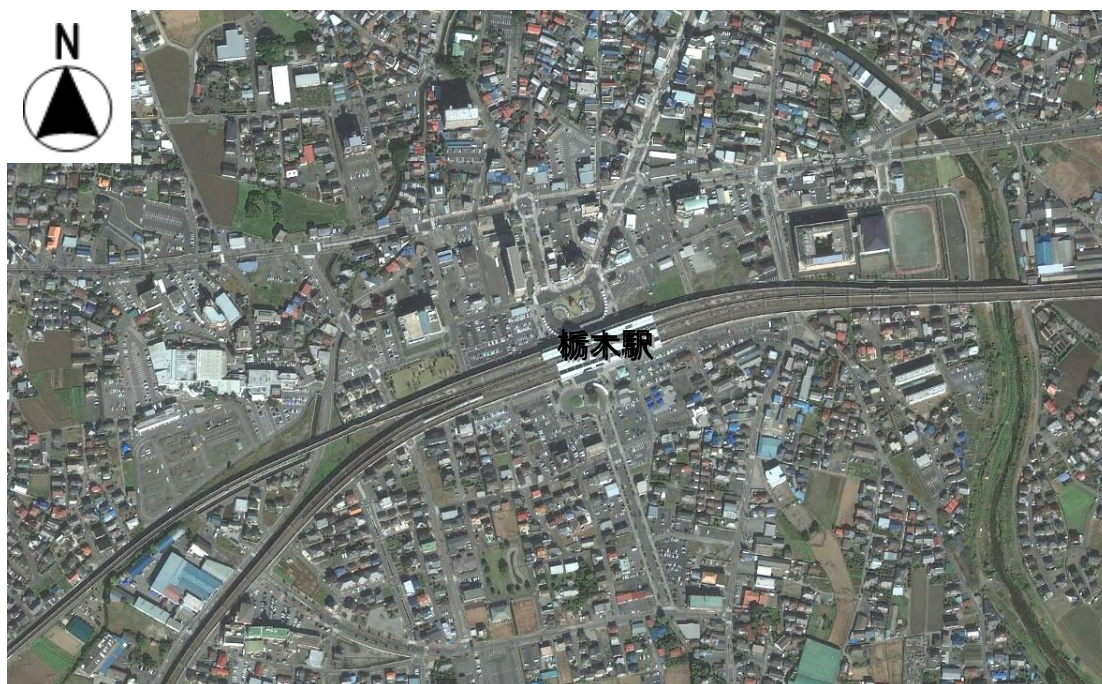
市街地の大部分は平坦地であるため、徒歩や自転車で移動しやすい環境となっています。

まちの概況（黒線は県道その他の主要な骨格道路）



① 栃木駅周辺の状況

栃木駅周辺については、土地区画整理事業、連続立体交差事業等の実施によって市の表玄関にふさわしい快適な都市空間が形成されています。



② 新栃木駅周辺の状況

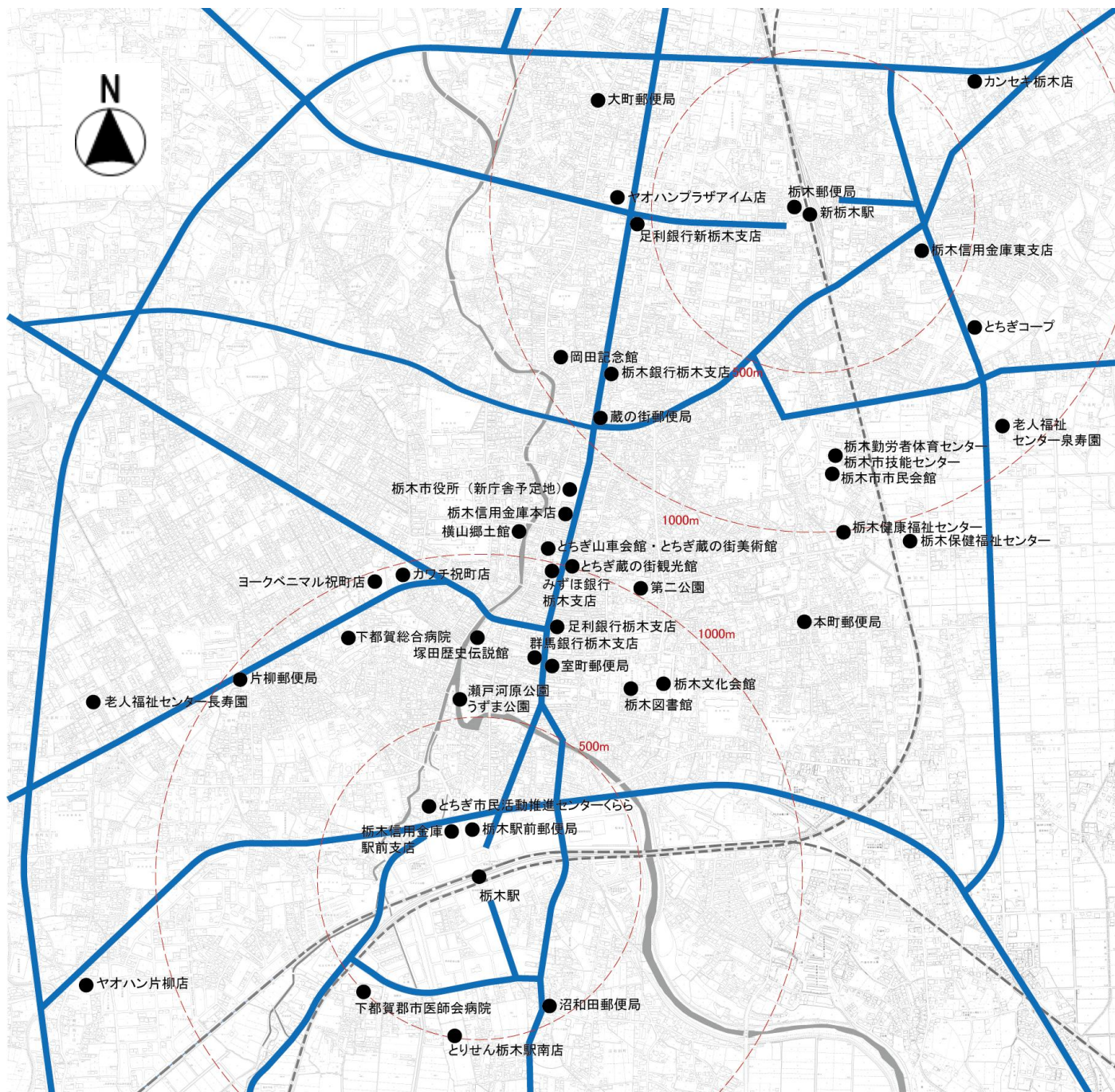
新栃木駅周辺については、駅西側は比較的道路が整備されており、商業施設や住宅が建ち並んでいます。駅東側は駅前広場とアクセス道路が整備されていますが、住宅を中心とした土地利用が進んでいます。



③主な施設の立地状況

栃木駅及び新栃木駅から概ね半径1 km圏における主な施設は下図のとおりです。2駅のほぼ中心部分に、市役所や観光施設などが立地しています。

主な施設の立地状況



注) 各施設の抽出は、市民アンケートによる「よく利用する施設」を参考にしています。

注) 観光客が訪問、利用している施設についても観光マップ等をもとに図示しています。

(2) まちづくりの動向

① 栃木市総合計画による栃木地域のまちづくり方向

栃木市総合計画において、栃木地域のまちづくり方向を下図のとおり定めています。



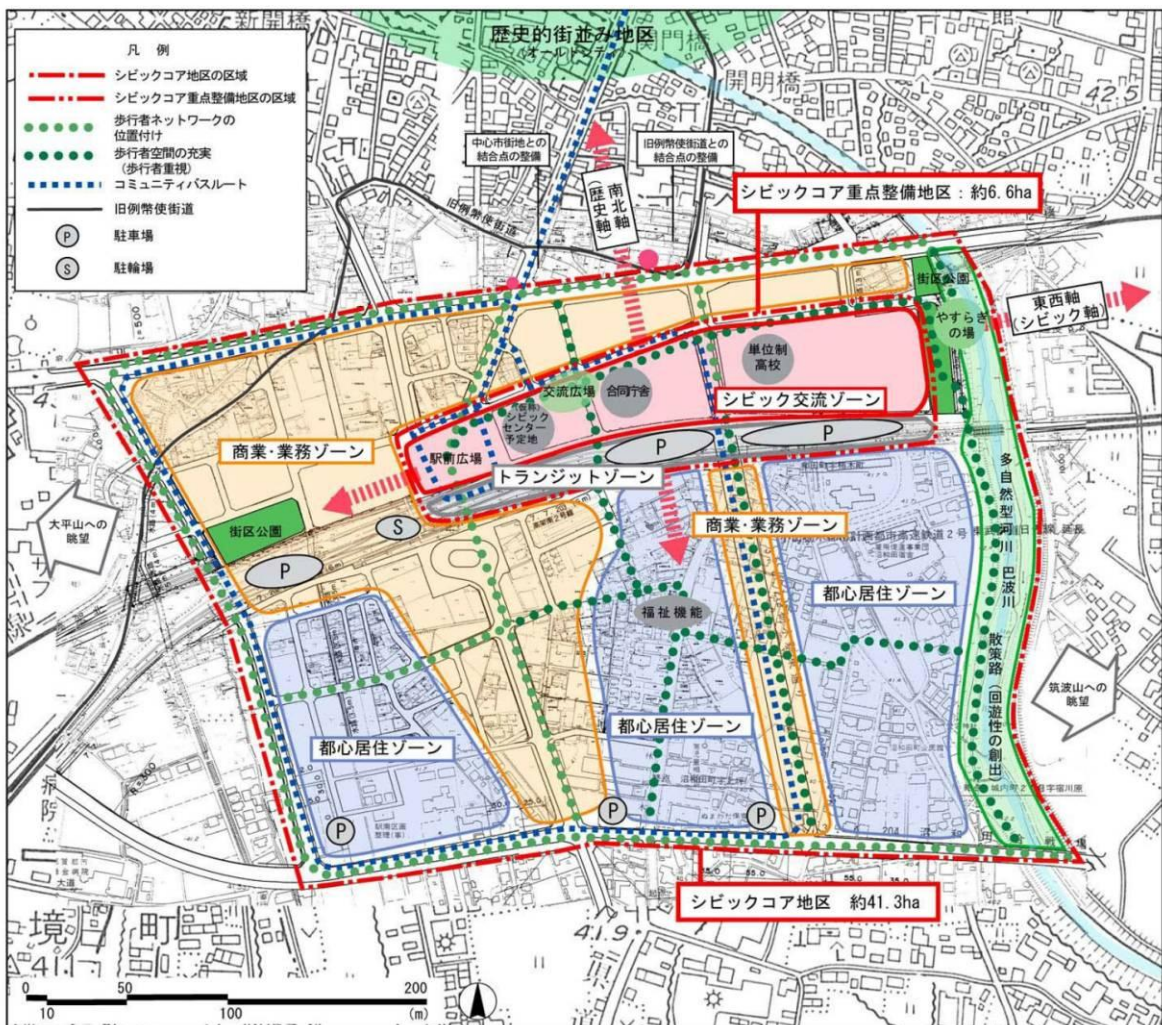
②シビックコア地区整備計画

JR両毛線・東武日光線が乗り入れている栃木駅は、本市の交通拠点であり、駅周辺地区は、都市拠点としての役割を担っています。

そこで、土地区画整理事業などの都市基盤整備と併せて、シビックコア地区整備計画による官公庁施設の整備や民間建築物の誘導を総合的かつ一体的に促進し、本市の新たな拠点として整備するものです。

シビックコア地区の核となる「シビック交流ゾーン」では、「賑わいの創出」「地域社会のコミュニティの強化」「環境の共生」を整備のキーワードとしており、平成17年4月に開校した県立学悠館高等学校のほか、市内に点在する国の出先機関を集約する合同庁舎及び市のシビックセンター（仮称）等を一体的に配置する予定です。

シビックコア地区形成方針図（出典：シビックコア地区計画整備計画）

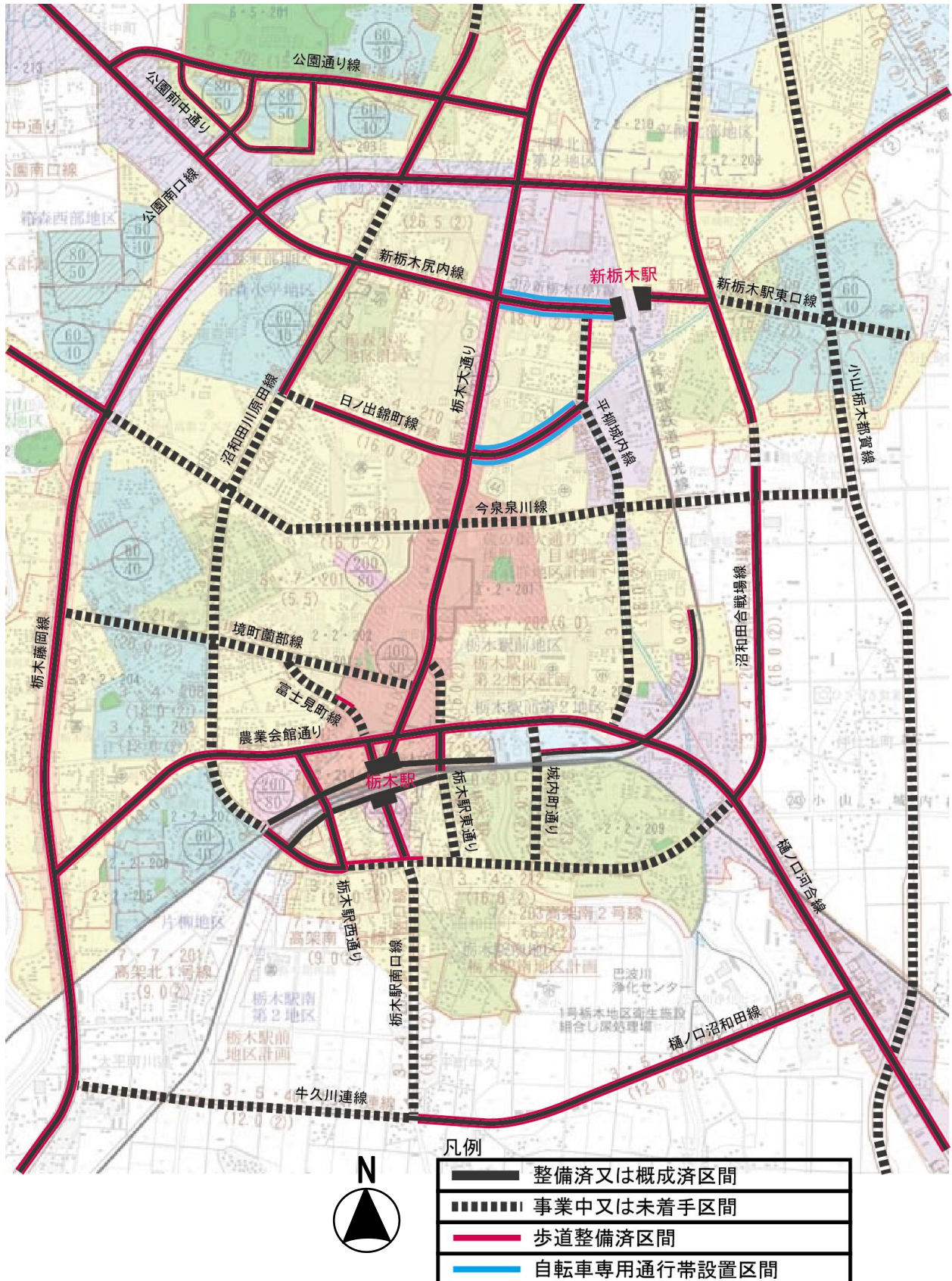


③都市計画道路網

検討範囲には環状及び放射状の都市計画道路が計画決定されており、県や市、地元の協力のもとに順次整備を進めています。

また、新栃木駅西口周辺の県道には自転車専用通行帯を設置しています。

都市計画道路の整備状況（平成24年7月現在）



「自転車専用通行帯（通称：自転車レーン）」とは、近年増加しつつある自転車と自動車及び、自転車と歩行者の接触事故を背景とし、自転車専用の通行スペースを確保する目的で国が検討してきました。平成20年6月の道路交通法改正により、自転車は原則として車道の左側を通行することが義務づけられたことから、自転車専用通行帯は全国的に普及してきています。

自転車専用通行帯は、主に路肩や停車帯として計画された1.5mの幅員を活用して整備されている例が多くみられます。

ただし車道の一部であることから、自動車と同じ一方通行規制となり、逆走することはできませんが、正しく利用していただければ歩行者などの安全性は確保されます。



自転車専用通行帯のイメージ
(国土交通省資料)



県道新栃木停車場線



主要地方道宇都宮栃木線



④主要施設の整備計画

【新市庁舎整備計画】

現在の市庁舎は老朽化・狭あい化が進んでおり、施設の更新が必要なことから建替え等について検討してきましたが、パブリックコメント（平成24年2月実施）による市民意見も踏まえた結果として、旧福田屋百貨店栃木店の建物をリニューアルし、新庁舎として利活用することとしました。

市民意見の中には、「機能の集約や、バリアフリー施設になるなど利便性が向上する」、「バリアフリーの施設にしてほしい」といった内容がありました。



現市役所庁舎



新庁舎予定建物（旧福田屋百貨店）

【栃木地区メディカルセンター第1病院（仮称）整備計画】

下都賀総合病院、下都賀郡市医師会病院、とちの木病院の3病院を統合再編し、栃木駅から南へ約1 kmの大平町川連・牛久地内に栃木地区メディカルセンター第1病院（仮称）を建設する計画を進めています。



整備イメージ

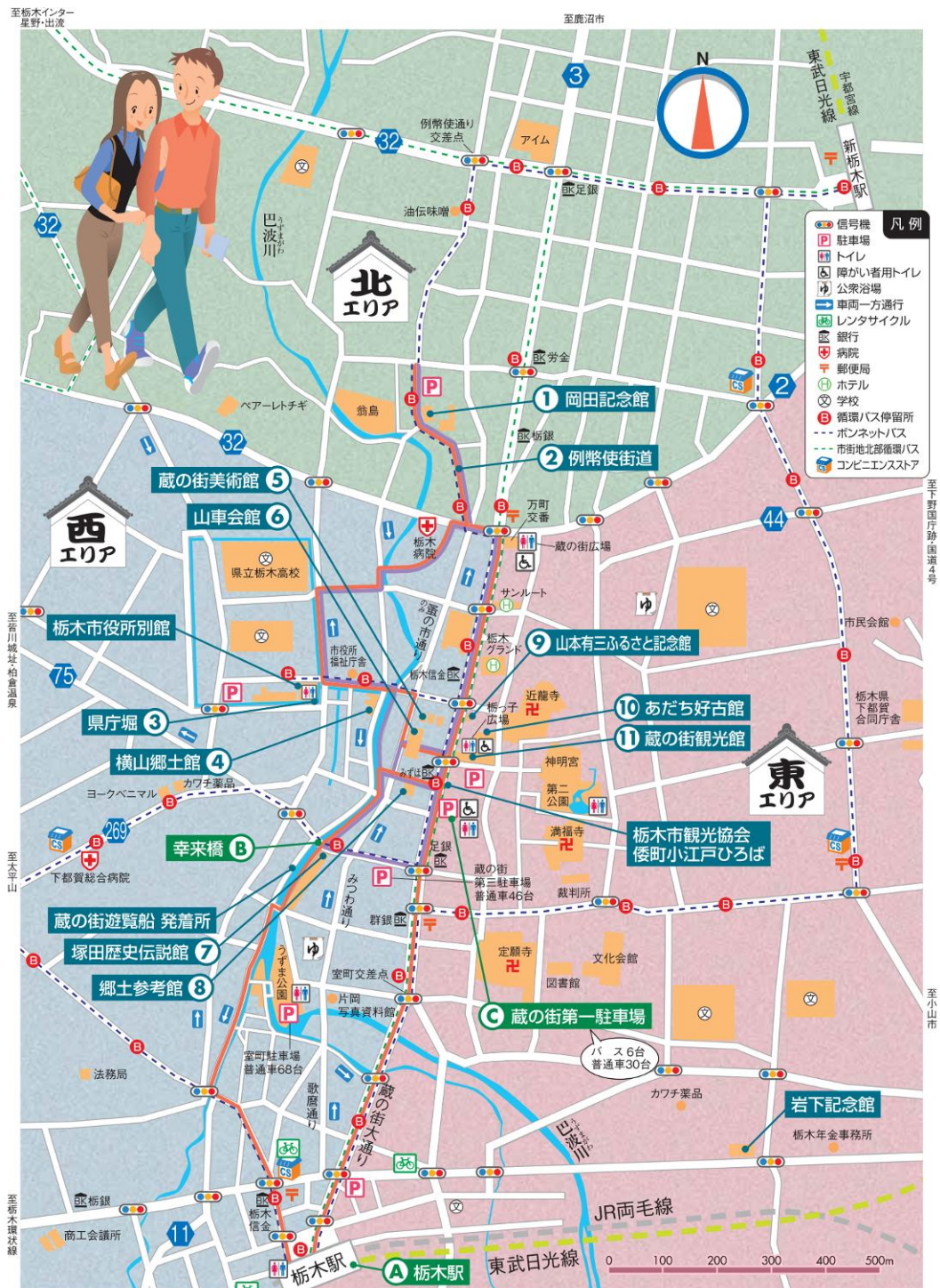
出典：（栃木地区メディカルセンター（仮称）基本構想
2012年3月／栃木地区病院統合再編協議会）

⑤賑わいづくり

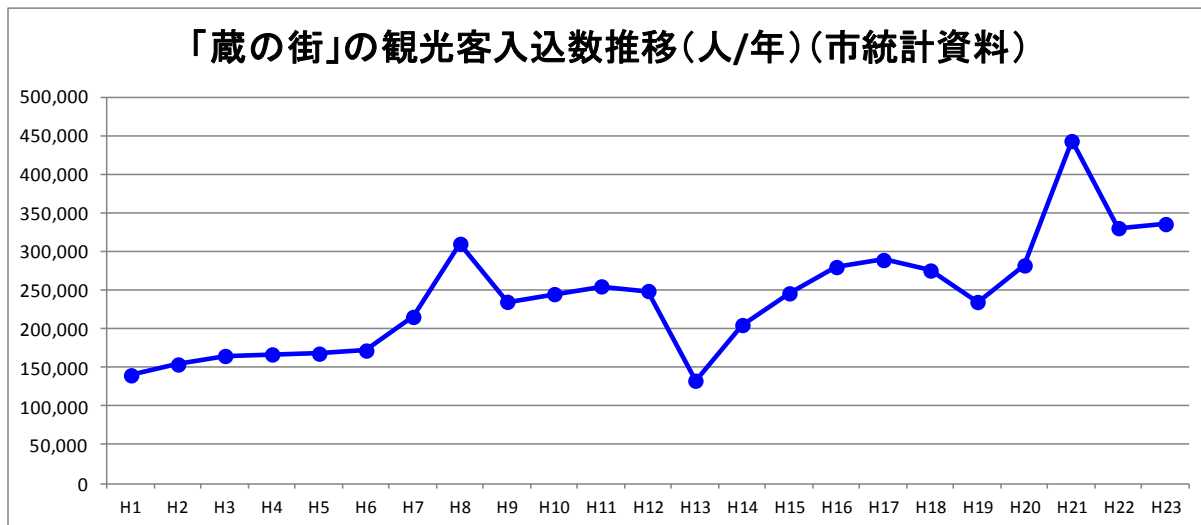
中心市街地である「蔵の街」は、栃木駅北口からつながる「蔵の街大通り」や「銀座通り」「みつわ通り」を軸に商店街が形成されており、また「とちぎ山車会館」や「とちぎ蔵の街美術館」などの観光施設が立地し、栃木駅からの散策ルートも提供されており、地域住民や観光客により賑わっています。

また、「とちぎ秋まつり」や「蔵の街サマーフェスタ」をはじめ数々のイベントが開催され、大勢の観光客が訪れます。

出典：蔵の街のんびり散策マップ



「蔵の街」への観光客入込数は増加傾向にあり、平成23年時点において、平成初期の2倍以上となっています。



「蔵の街」の代表的な観光施設やイベント



とちぎ蔵の街美術館



とちぎ山車会館



とちぎ秋まつり



蔵の街サマーフェスタ

⑥歴史的町並みづくり

栃木市では、栃木市歴史的町並み景観形成要綱において、旧日光例幣使街道、巴波川周辺約48haを「栃木市歴史的町並み景観形成地区※」に指定し、歴史的な町並みづくりを行っています。

※地区内で建築物を新築、増築、改築、外観を変更、あるいは看板等の工作物の新設、改修の際は届出をしていただき、修景基準により指導、助言を行っています。

平成24年3月23日に「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（約9.6ha）」を都市計画決定し、平成24年7月9日「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。地区内には、伝統的建造物として76件の建築物、34件の工作物、5件の環境物件があり、今後も住民の方々とともに、これら伝統的な町並みを保存、活用したまちづくりを進めていきます。

歴史的町並みづくりの動向

